

けんしん夜間金庫規定

愛知県中央信用組合

1. 利用目的

この夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当組合所定の入金帳のうち入金伝票および通帳等とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、もう一度扉を開いて入金袋が金庫内に入ったことを確かめてから扉に鍵をかけ、利用記録を受け取ってください。

3. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当組合はその責任を負いません。

4. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. 鍵の保管等

- (1) 投入口扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. 鍵・入金袋の喪失・き損

投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. 損害の負担金

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の

不完全な閉鎖、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

8. 解約等

この契約は、本人または当組合の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

9. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口扉鍵、入金および入金袋正鍵についても同様とします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上